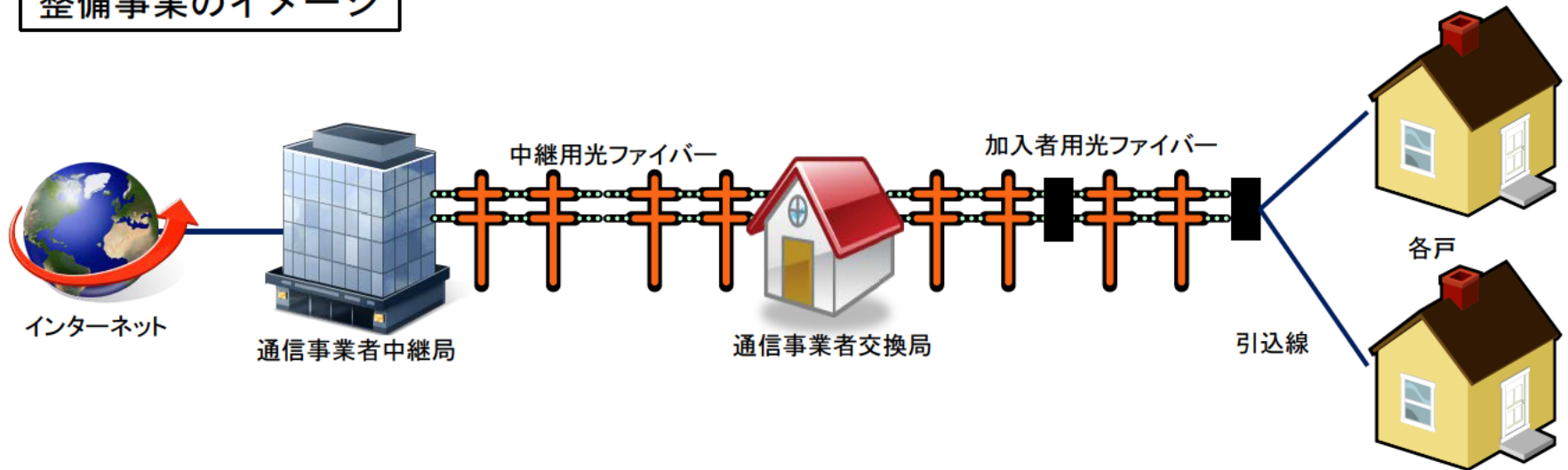


旭川市超高速ブロードバンド基盤整備事業の概要

整備事業のイメージ



整備

通信事業者

旭川市

各戸

運用

通信事業者

IRU契約により
通信事業者へ貸出

通信事業者

整備地域 西神居地域（神居町神居古潭・西丘）
東旭川地域（東旭川町倉沼）

整備時期 平成29年6月～平成30年3月

整備距離 総延長約42.0km

整備費 194,400千円（税込）

整備方法 未整備地域に対して市が加入者用光ファイバーケーブルを整備の上、当該ケーブルをIRU契約により電気通信事業者へ貸与し、電気通信事業者が一体的にブロードバンドサービスを提供